

2019.04.01

CSR・ERM トピックス <2019 年度第 1 号>

本誌は、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマについて、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等、関連する様々なテーマを取り上げます。

国内トピックス：2019 年 2 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<労働慣行>

○企業のパワハラ防止対策を義務化、厚労省が改正法案要綱をまとめる

（参考情報：2019 年 2 月 14 日付 同省 HP）

厚生労働相の諮問機関の労働政策審議会は 2 月 14 日の分科会で、職場でのパワハラ防止対策を企業に義務付ける労働施策総合推進法などの改正法案要綱を了承した。2019 年の通常国会に提出予定で、成立すれば公布後 1 年以内に大企業に適用される。早ければ 20 年 4 月に施行の見込み。中小企業は施行から 2 年間は努力義務となる。

同法案は、企業に、相談窓口の設置やパワハラ実行者への処分規定の策定、相談者の保護などを求めている。対策に取り組まず、同省からの是正勧告にも従わない悪質な場合は、社名が公表される。パワハラ防止対策の詳細は、今後の指針で定める。

今回の改正法案要綱は、セクハラ（男女雇用機会均等法）やマタハラ（育児・介護休業法）の規制に関する法改正も含み、パワハラと併せて、企業に義務付けられるハラスメント対策の内容で一定足並みが揃った格好。例えば、これまでセクハラとマタハラで、それぞれ規定済みだった防止義務が、パワハラにも適用されることになった。一方で、相談者の保護規定が、セクハラ・マタハラにも設けられる。

<CG>

○GPIF が「優れたコーポレート・ガバナンス報告書」トップは花王と発表

（参考情報：2019 年 2 月 27 日付 同法人 HP）

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は 2 月 27 日、改訂版コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえた記載内容が充実している「優れたコーポレート・ガバナンス報告書」を公表した。それによると、最も多くの運用機関が選んだのは花王だった。次に、カゴメや荏原製作所などが続いた。

2018 年 6 月のコーポレートガバナンス・コード改訂を受けて初めて実施したもので、GPIF が国内株式の運用を委託している 17 社に選定を依頼し、合計で 41 企業が選ばれた。

トップだった花王は 7 社が選定。コーポレート・ガバナンスの実質的な取り組みを具体的に記載し、実効性を示した点などが評価された。一方、2 番目に多かったカゴメと荏原製作所はそれぞれ 6 社が選定。カゴメについては、保有株式に関連して「当社の単体 5 年平均 ROA の概ね 2 倍を下回る」や「簿価から 30%以上時価下落」などと記載した点が、「透明性の高い定量的な基準を提示している」などと評価された。

4社以上の運用機関から選定された報告書の発行企業は以下の通り。

順位	企業	選定した運用機関数
1	花王	7
2	カゴメ	6
	荳原製作所	
4	みずほフィナンシャルグループ	5
5	エーザイ	4
	コニカミノルタ	
	資生堂	

海外トピックス：2019年2月に公開された海外のCSR・ERM等に関する主な動向をご紹介します。

<気候変動>

○米シェブロンが温室効果ガス削減の達成度を役員報酬に反映させる制度を導入

(参考情報：2019年2月7日付 同社HP)

米石油大手シェブロンは2月7日、会社の温室効果ガス発生削減目標の達成度を経営陣と従業員の報酬に反映させる制度を2019年から導入すると発表した。

パリ協定に合わせ、2016年から2023年の7年間で、メタンの排出量を20～25%、フレアスタック*の発生量を25～30%の削減を目標に設定。対象は、同社が運営管理する事業所に加え、出資先の事業所についてもその持ち分に応じて算出する。

同社は、2018年3月に「気候変動リスクに対する適応力」と題したレポートで、将来の低炭素社会への対処にあたっての戦略や意思決定の枠組み（投資判断とガバナンス）などを公表。本制度は、株主から寄せられた同レポートに関する問題提起に対し、温室効果ガス削減の新たな具体策として示した。

* フレアスタック

原油採掘施設、ガス処理施設、製油所などで発生する余剰ガスを無害化するために焼却する際に出る炎。

<ダイバーシティ>

○米マテルが、義足や車いすのバービー人形を発売

(参考情報：2019年2月12日付 Barbie公式Instagram、Mattel社HP)

米国玩具メーカーのマテルは2月12日、バービー人形の「バービーファッションista (Barbie Fashionistas)」シリーズで今秋、車いすや着脱可能な義足を装着したモデルを発売すると発表した。

同社では、1968年に黒人女性の人形をバービーの友人(Christie)として発売。1980年には黒人・ヒスパニック女性のバービー本人を登場させた。その後も、多様なヘアスタイルや目の色、肌のトーンのほか、2016年には「Tall (長身)」「Curvy (曲線美)」「Petit (小柄)」の体型を追加し、バービー人形を通して時代に即した「美しさの多様性」を示してきた。本件もこれまでの取り組みの一環で、社会の変化や消費者の要請に応えたものといえる。

昨今、極端に痩身なモデルの起用をやめた服飾ブランドや客室乗務員がメイクの可否や制服のタイプ(スカート/パンツ)を自身で選択できる航空会社などが登場。画一的な美しさの基準から脱却し、多様性を尊重・賞賛する企業の動きが目立っている。

<CSR 全般>

○「環境・人権デューデリジェンス法」ガイダンスをフランスの NGO Sherpa が発行

(参考情報：2019年2月12日付 Sherpa プレスリリース)

2月12日、仏 NGO の Sherpa は、フランスの大企業に対しサプライチェーンの環境・人権デューデリジェンスを義務化した「デューデリジェンス法 (law on the duty of vigilance)」(2017年2月制定) について、同法に関するガイダンスを発行した。同法は、フランスの5,000人以上または世界で10,000人以上のグループ企業親会社に対し適用される。2018年に80社以上の対象企業の開示状況を Sherpa が確認したところ、多くの企業では非常に簡素な記述しかされておらず、同法が求める内容を十分に反映していないものになっていた。同ガイドラインは、より多くの企業に遵守するよう促すために作成されたものである。

ガイダンスは2つのパートで構成されている。前半のパートでは、横断的な原則として、デューデリジェンス法で求められる義務の内容と範囲について解説しており、これらを踏まえて企業がデューデリジェンス計画を作成しなければならないとしている。具体的には親会社がデューデリジェンスを行う対象は、子会社とサプライヤー・外部委託先も含み、これらの関係者に関する何のリスクをいつどのように評価するのかをデューデリジェンス計画は明らかにすべきとしている。

後半のパートでは同法が示している最低限必要な以下の5つの対策について、そのプロセスを解説している。

- ① 個別リスクのマッピングと優先順位づけ
- ② 子会社やサプライヤーなどに対する評価プロセスの構築
- ③ リスク軽減・予防の措置
- ④ 労働組合とも連携した通報制度の導入
- ⑤ 対策の実施状況のモニタリングとその効果の評価

また、ガイダンスは企業活動の透明性とデューデリジェンスの効果を高めるために、情報公開されるべき要素についても説明している。

<気候変動>

○PRI、署名機関にTCFD提言に基づいた報告を義務付け

(参考情報：2019年2月19日付 PRI プレスリリース)

PRI (責任投資原則) *は2019年2月19日、2020年以降の署名機関の報告において、TCFD 提言**に基づく気候変動リスクに関する報告を義務化することを発表した。

2018年以降、PRIの報告枠組みにTCFD提言に関連した回答項目が追加されていたが、回答は任意となっていた。2020年の年次報告から、気候変動リスクについての戦略やガバナンスに関する項目(SG01CC、SG07CC、SG13CC)への回答が義務化されることとなる。但し、回答の公開については任意である。PRIは、署名機関による回答をサポートするため、ガイダンスや投資家のケーススタディ、ウェビナー等の情報をウェブサイト上で提供している。

PRIは、ESG課題の中でも気候変動を最重要テーマに掲げており、投資家が気候変動リスク・機会を投資戦略に組み込むための重要なフレームワークとして、TCFD提言を推進している。

* PRI (責任投資原則)

2005年に当時のコフィ・アナン国連事務総長の呼びかけにより設立されたイニシアティブであり、サステナブル投資に関する自主的な投資原則を定めている。現在署名機関は2250にのぼり、持続可能な投資に関する世界最大の投資家ネットワークを形成している。署名機関は、持続可能な投資に関する年次報告を求められる。

** TCFD 提言

2017年6月、金融安定理事会（FSB）の「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」が発表した、企業が気候変動によってもたらされるリスクおよび機会の明瞭、比較可能かつ一貫した開示を行うための提言書。2019年3月現在、500超の企業・機関が支持を表明するなど、広がりを見せている。

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」を踏まえて、企業が役員賠償責任リスク（D&O リスク）に関して今後対応すべきポイントを教えてください。

Answer

1. はじめに

企業経営を取り巻く環境が大きく変化する中、コーポレート・ガバナンス（企業統治）のあり方を巡り、会社法の改正が議論されています。法務省の法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会は 2019 年 1 月 16 日、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（以下、「要綱案」とする）」を公表しました。この要綱案には、コーポレート・ガバナンスに関する様々な論点が盛り込まれています。報道等によると、今年秋の臨時国会に改正案が提出される見込みです。

本稿では、特に D&O リスクに関連するテーマに絞り、その概要と改正を見据えて企業において対応すべきポイントについて解説します。

2. 要綱案の概要

要綱案に盛り込まれているテーマは、下表の通り多岐に渡ります。本稿では、D&O リスクに関連する「役員等のために締結される保険契約」「補償契約」「社外取締役を置くことの義務付け」（下線部）の 3 テーマについて取り上げます。

区分	要綱案のテーマ
株主総会に関する規律の見直し	<株主総会資料の電子提供制度> 電子提供措置をとる旨の定款の定め、電子提供措置、株主総会の招集の通知等の特則、書面交付請求、電子提供措置の中断
	<株主提案権> 株主が提案することができる議案の数の制限、目的等による議案の提案の制限
取締役等に関する規律の見直し	<取締役等への適切なインセンティブの付与> 取締役の報酬等、 <u>役員等のために締結される保険契約、補償契約</u>
	<社外取締役の活用等> 業務執行の社外取締役への委託、 <u>社外取締役を置くことの義務付け</u>
その他	社債の管理、株式交付など

（法務省 HP を基に MS&AD インターリスク総研作成）

3. 役員等のために締結される保険契約

(1) 概要

要綱案では、今般新たに役員等のために締結される保険契約（会社役員賠償責任保険。以下「D&O 保険」）に関する規定を設けるとしています。D&O 保険は、役員等が損害賠償責任を過度に恐れ職務の執行において委縮することを防止する効果や、会社が優秀な人材を確保しや

すくなる効果が期待されるため、多くの企業で付保され、既に実務上定着しています。一方で、会社と役員等との間の利益相反や、保険契約の内容によっては役員等にモラルハザードが生じることが懸念されています。要綱案ではこのような懸念を踏まえて、会社法上、D&O 保険に関する内容や手続を明確に規定し、同保険が適切に運用されることを志向しています。

要綱案の主なポイントは以下の通りです。

- 株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち、「役員等を被保険者とするものであって、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するもの」を D&O 保険と定義する。
注：法務省令で定める、生産物賠償責任保険（PL 保険）、企業総合賠償責任保険（CGL 保険）、自動車賠償責任保険、海外旅行保険等に係る保険契約は、上記に含まない
- D&O 保険に関する内容は、取締役会（取締役会設置会社以外の会社は株主総会）の決議により決定する。
- 公開会社は、事業報告において役員等賠償責任保険に関する事項（被保険者、役員等による保険料の負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要等）を開示しなければならない。

(2) 企業において対応すべきポイント

要綱案では、D&O 保険の内容は、取締役会（取締役会設置会社以外の会社は株主総会）の決議事項で、かつ情報開示の対象と示されています。企業においては、自社の D&O 保険の契約に関する意思決定プロセスの適切性を検証するとともに、自社の D&O 保険が役員等の積極果敢な経営判断を支える合理的な内容であると対外的に説明できるかという視点で、補償内容を定期的に見直し、必要に応じて充実させることが期待されます。

4. 補償契約

(1) 概要

補償契約とは、一般的には、役員等が訴訟を提起されたり、刑事訴追を受けた場合、当該個人が被った損害や争訟費用等を、会社が負担することをいいます。要綱案では、補償契約に関する規定を新たに設けるとしています。補償契約にも、D&O 保険と同様、利益相反やモラルハザードの懸念が伴うため、補償契約が可能な範囲や手続の明確化など、適切な運用を求めています。

要綱案の主なポイントは以下の通りです。

- 株式会社が、役員等に対して以下の①・②の費用等の全部または一部を補償することを約する契約を補償契約と定義し、当該契約に基づいて補償することが許容できない場合を明示した。
 - ①役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、または責任の追及に係る請求を受けたことにより要する費用
→相当と認められる額を超える部分について、補償することはできない
 - ②役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における損失（損害賠償金、和解金）
→損失のうち、当該役員等の任務懈怠責任が認められる場合、当該責任部分を補償することはできない。また役員等の悪意または重大な過失が認められる場合は、損失の全部について補償することはできない
- 補償契約に関する内容は取締役会（取締役会設置会社以外の会社は株主総会）の決議により決定する。

公開会社は、事業報告において補償契約に関する事項（役員の氏名、補償契約の内容の概要等）を開示しなければならない。

(2) 企業が対応すべきポイント

補償契約を導入している日本企業はまだ多くありませんが、欧米では従前から会社補償について合理的な枠組みが整備されています。日本企業においても、優秀な役員人材の確保、特に取締役会メンバーの多様性確保が期待される中で、グローバルな知見を持つ人材を招聘するためには、会社補償の枠組みを整備する必要性が高まると予想されます。なお、会社補償に関しては、2017年5月に、民間の「会社補償の実務に関する研究会」より「会社補償実務指針案」が公表されているため、こちらも参照することを推奨します。

役員等の経済的な負担を補てんするという点で、D&O保険と補償契約の機能は類似しています。しかし、例えば補償の範囲について、D&O保険は保険契約上、免責事由や支払限度額などが定められており、通常、損失の全額を填補することはできない一方、補償契約はその全額填補の余地があるなどの差異があります。ふたつの制度のメリット・デメリットを理解した上で、場合によっては双方を組み合わせて対応することも検討が必要でしょう。

5. 社外取締役を置くことの義務付け

(1) 概要

要綱案では、会社法で社外取締役の設置を義務化する方向性が示されています。

以下をいずれも満たす企業は、社外取締役を置かなければならない。

- 監査役会を置き、株式の譲渡制限のない会社
- 大会社（資本金が5億円以上または負債総額200億円以上）
- 有価証券報告書の提出義務がある会社

(2) 企業において対応すべきポイント

2015年5月施行の改正会社法では、上記の条件を満たす企業が社外取締役を置かない場合、株主総会で理由を説明するよう求めるとどまっていた。今回の要綱案が示した方向性では、これまであえて社外取締役を置かず、その理由を株主総会で説明している企業や、非上場企業でも一定の条件をみたす企業においては、新たに社外取締役を選任する必要が生じます。

社外取締役には、コーポレート・ガバナンス上、社内の利害関係に縛られず、第三者の視点による経営のチェックが期待されます。しかし、すでに上場会社の大半が社外取締役を置いており、同じ人が複数社を兼務するなど人材の奪い合いも生じています。必要な知見を備えた適任者を見つけることは必ずしも容易ではないのが現状です。法改正で、人材確保がますます困難になることが予想されます。企業としては、早期に適任者を洗い出し、選考することが必要となります。そのため、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できる環境整備、例えば社外取締役に対するD&O保険の補償内容の充実などを進めることも期待されます。

以上

リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ
プロジェクトリーダー・上席コンサルタント 後藤 一平

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研 Risk Management 第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（サステナビリティグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2019